

主 文

被告人を懲役 8 年に処する。

未決勾留日数中 60 日をもその刑に算入する。

理 由

【罪となるべき事実】

被告人は、平成 25 年 10 月下旬頃、自身が別件で捜査対象とされていることを察知したため、捜査機関による追及を逃れるために、北海道外へ逃走しようと考えた。被告人は、その逃走資金を得るために、窃盗や強盗をするなどして現金を奪うことを企てた。

第 1 被告人は、平成 25 年 11 月 4 日午後 0 時 21 分頃、北海道函館市 a 町 b 丁目 c 番 d 号 A 店事務所において、同店従業員 B 所有又は管理の現金約 3 万 5 3 0 0 円、金券 4 枚（額面合計 4 0 0 0 円）及びクレジットカード等 8 点在中の財布 1 個（時価合計約 1 0 0 0 円相当）を窃取した。

第 2 被告人は、平成 25 年 11 月 18 日午前 9 時 14 分頃、北海道函館市 a 町 b 丁目 e 番 f 号株式会社 C 店 1 階南西側男子トイレ内において、清掃作業中の D（当時 43 歳）に対し、背後からその口を手で塞ぐなどの暴行を加え、その反抗を抑圧して金品を奪おうとしたが、同人に悲鳴を上げられるなどして抵抗されたため、その目的を遂げなかった。

第 3 被告人は、前記第 2 の犯行現場から逃走後、犯行発覚を妨げようと考え、着替え用の上着を窃取することを企て、平成 25 年 11 月 18 日午後 5 時 24 分頃、北海道函館市 a 町 d 丁目 g 番 h 号生活協同組合 E 店 1 階株式会社 F 店において、同店店長 G 管理のダウンジャンパー 1 着（販売価格 5 9 9 0 円）を窃取した。

第 4 被告人は、平成 25 年 11 月 20 日午前 0 時 55 分頃、北海道函館

市 i 町 j 番 k 号北海道旅客鉄道株式会社H 駅北口前敷地内において、
I（当時 29 歳）に対し、背後からその口を手で塞ぐなどし、更に地面に倒れた同人の側頭部を手拳で殴るなどの暴行を加え、その反抗を抑圧した上、同人所有又は管理の現金約 5 万円及び財布等 14 点在中の手提げバッグ 1 個（時価合計約 1 万 9 3 0 0 円相当）を奪い、その際、前記暴行により、同人に全治約 1 週間を要する頭部打撲傷の傷害を負わせた。

【累犯前科】

被告人は、(1)平成 19 年 7 月 17 日札幌地方裁判所苫小牧支部で窃盗罪により懲役 1 年 10 月に処せられ、平成 21 年 5 月 4 日その刑の執行を受け終わり、(2)その後犯した公用文書毀棄罪、器物損壊罪により平成 24 年 3 月 21 日仙台地方裁判所で懲役 1 年に処せられ、平成 25 年 2 月 28 日その刑の執行を受け終わったものであって、これらの事実は検察事務官作成の捜査報告書によって認める。

【法令の適用】

罰 条

判示第 1 の行為	刑法 235 条
判示第 2 の行為	刑法 243 条， 236 条 1 項
判示第 3 の行為	刑法 235 条
判示第 4 の行為	刑法 240 条前段

刑 種 の 選 択

判示第 1 及び第 3 の各罪について	いずれも懲役刑を選択
判示第 4 の罪について	有期懲役刑を選択

累 犯 加 重

刑法 59 条， 56 条 1 項， 57 条（前記各前科との関係で、判示各罪の刑にそれぞれ 3 犯の加重。ただし、判示第 2 及び

第4の各罪の刑については刑法14条2項の制限に従う。)

併合罪の処理

刑法45条前段, 47条本文, 10条(最も重い判示第4の罪の刑に刑法14条2項の制限内で法定の加重)

未決勾留日数の算入

刑法21条

訴訟費用の不負担

刑事訴訟法181条1項ただし書

【量刑の理由】

本件において、量刑上最も重視すべきであるのは、法定刑の重さからして、判示第4の強盗致傷に関する犯情である。被告人は、周りに人がいない状況で、女性に対し、その背後から手で口を塞いで襲いかかった上、被害者の頭部を、手拳で殴り、アスファルトの地面に打ち付けさせるという暴行を加えている。このような犯行態様は、卑劣であり、かつ、素手による暴行としては粗暴で危険なものである。また、被害者の受けた財産的損害や精神的苦痛も軽視できるものではない。しかし、被告人が凶器を使用していないことや傷害の程度が結果的に全治約1週間にとどまっていることからすれば、判示第4の事案は、典型的には、強盗致傷罪の事案の中では比較的軽い部類に位置づけられる事案といえる。

これを前提に、更に被告人の犯情についてみると、被告人は、判示第4の強盗致傷のほかに強盗未遂や窃盗2件の犯行に及んでいる。このうち、判示第2の強盗未遂の態様は背後からいきなり女性を襲ったという悪質なものであり、被害者の受けた精神的苦痛も軽視できない。また、捜査機関からの逃走資金を得ようとして思うがままに本件各犯行に及んだという動機や経緯は、短絡的で身勝手極まりないものである。さらに、被告人は、2週間余りの間に、本件各犯行に連続的に及んでおり、しかも、その内容をエスカレートさせている。このような被告人の態度に対しては強い非難

が加えられるべきである。

これらの事情に加えて、被告人は、窃盗罪等の服役前科を有していること、前刑の執行を受け終わった後、8か月余りで本件各犯行に及んだこと等の事情を併せて考慮すれば、被告人の刑事責任は前記のとおり強盗致傷罪の中では比較的軽い部類に位置づけられるものの、その刑期は強盗致傷罪の処断刑の下限である懲役6年付近にとどまるものということは到底できない。そこで、被告人に対しては、その処断刑の下限をやや上回る懲役8年の刑に処するのが相当であると判断した。

なお、判示第2の犯行態様等について、被害者及び被告人の各公判供述には一致しない点がみられる。この点、被害者は、自らの体験を記憶しているとおりに率直に述べているものと認められる。しかし、被害者の供述は、背後からいきなり襲われたことによる恐怖感や驚がくの影響を少なからず受けているとも認められる。また、供述内容の違いは、上記のような事件当時の被害者の精神状態に加え、両者の体格差等からくる両者の受け止め方の違いに由来するところも多いと考えられる。もっとも、両者の供述の違いは、少なくとも公訴事実の限度では符合している上、被告人の行為の悪質さについての評価に影響を及ぼすものではないと認められる。

(検察官佐藤慎也及び同梅野芳徳並びに国選弁護士丹澤友佑〔主任〕及び同田中綾太郎各出席)

(検察官の求刑・懲役9年、弁護人の意見・懲役7年)

平成26年5月29日

函館地方裁判所刑事部

裁判長裁判官

佐藤卓生

裁判官

大倉靖広

裁判官 宋 戸 崇